

令和5年(2023年)2月22日

八王子市議会議長  
吉本孝良 殿

厚生委員長  
五間 浩

### 厚生委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務について、調査内容を下記のとおり報告する。

#### 記

## 1. 所管事務調査事項（テーマ）

こども基本条例に関する調査・研究について

## 2. 調査目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く様々な課題等が浮き彫りとなったが、子どもに関する政策を担保する法規範が整備されていない状況である。

そこで、本委員会では、子どもの権利を守るために何が必要なのか等を調査し、子どもの権利を守るための理念や施策の方向性を定める「こども基本条例」について調査・研究を実施する。

## 3. 調査経過概要

### (1) 現状把握（本市の現状把握について）

調査・研究の開始にあたり、まず、本市における子どもの施策や権利に関する現状と課題を把握するため、市から現状報告として、本市の子ども施策の取組の基となる「八王子市子どもすこやか宣言（以下、「すこやか宣言」という。）」と、「子どもが参画する取組の状況や課題等」について説明を受けた。本市は、子どもの権利条約（以下、「権利条約」という。）の精神を尊重し、平成13年（2001年）2月に、「すこやか宣言」を行い、「子どもの参加する権利」を具現化する取組として、子ども☆ミライ会議等を実施しているが、今後も子どもからの意見をどのようにまちづくりへ反映させていくのか、子どもの意見の尊重と仕組みづくりが大きな課題であることが明らかになった。

説明を受けて、今後の方向性としては、任期の2ヵ年をかけて、条約の趣旨を総合的かつ継続的に推進するための法的根拠となる、（仮称）八王子市こども基本条例（本委員会提案条例）の制定に向けた調査・研究を行うことを委員会の総意として、所管事務調査を進めることとした。

### (2) 先進事例の調査

ア. 子どもの権利に関する専門家による研修会（オンライン研修）

条約の内容と、国の動向や他自治体の現状及び先進事例等を踏まえ、子どもの権利を守ることの大切さ、さらに条例の意義や重要性を学ぶことが必要であると考え、子どもの権利に関する専門家である、山梨学院大学法学部法学科教授の荒牧重人氏に話を伺った。

その中で、各自治体が子どもの権利に関する条例を制定する意義として、総合的な子ども計画の策定や子ども施策を総合的に推進・調整する役割につながることを学んだ。

また、条例を含めて、子どもの権利自体の広報・普及、相談・救済の体制づくり、子どもの居場所をつくる等の相談しやすい環境づくり、意見表明及び参加制度の仕組みづくりが課題であることが明らかとなった。

## イ. 岩手県奥州市議会（オンライン行政視察）

「議員立法」により、「子どもの権利に関する条例」を策定した先進自治体である岩手県奥州市議会へ、オンラインによる行政視察を実施した。

議員立法による条例制定に向けた取組経緯や、市民意見の集約における取組・工夫について学び、その中で、条例策定時における市執行部及び議員間との事前調整が必要であること、理念条例である場合は、条例に基づく政策の進捗状況を把握するための「チェック機関」の設置が必要であること、市民や子どもへの周知・啓発が課題であることが明らかになった。

## ウ. 東京都西東京市（行政視察）

東京都西東京市に訪問し、「西東京市子ども条例」の制定過程と、条例に基づき第三者機関として設置されている、子どもの相談・救済機関「西東京市子ども相談室 ほっとルーム（以下、「ほっとルーム」という。）」を視察した。

まず、西東京市独自の条例のポイントは、「子どもの権利保障」と同時に、この子どもの権利保障に関わる「支援者を支援する」視点を盛り込んでいる点である。子どもに関わる市全体の連携を重視し、子どもの権利を「点」で保障するだけでなく「面」で保障することが大きな特徴である。また、条例策定時の子ども・大人の意見集約の方法として、市民が集まるイベントで実施したアンケート調査や、説明会の開催など、より多くの市民の意見を集約する方法を学んだ。

さらに、第三者機関「ほっとルーム」では、子どもを中心とした相談体制の構築とともに、気軽に子どもたちが来られるような環境づくりが必要であることを学んだ。

最後に、西東京市では、子どもの権利に基づく子ども政策全体の進捗状況について、条例に基づく政策評価の在り方と、条例で規定している申立案件制度の活用が少ないことや、子どもたちの居場所づくりや意見表明の取組が課題であることが分かった。

## エ. 北海道札幌市（行政視察）

北海道札幌市に訪問し、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の制定過程と、条例に基づき設置されている、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」を視察した。

条例制定の効果としては、行政から独立した子どもの権利救済機関を設置したほか、「子どもの権利に関する推進計画」を策定し、施策の取組状況や成果指標の推移を確認する仕組みを構築したことなどであった。また、「子どもアシストセンター」では令和2年度より電話やメールに

加え、LINEによる相談も実施していた。

今後の課題として、条例の認知度が低いこと、条例で規定している申立案件制度の活用が少ないことが分かった。

### (3) (仮称)八王子市子ども基本条例に向けた委員間協議と市民意見の集約

#### ア. (仮称)八王子市子ども基本条例の検討に向けた委員間協議について

これまでの研修会と行政視察を踏まえて、(仮称)「八王子市子ども基本条例(以下、「子ども基本条例」という。)」の検討を進めるため、基本的な考え方である「条例案骨子」を整理した後、それに基づく「子ども基本条例」の制定に向けた条例案要綱(以下、条例案要綱という。)を作成すること、さらに条例案要綱を基にして、市民意見集約の活動を行うことを決定した。

なお、条例案骨子については1回、条例案要綱については4回、合計5回の委員間協議を実施した。

#### (ア) 条例案骨子について

まず、これまでの行政視察などを踏まえて、「子ども基本条例」の基本的な考え方である条例案骨子として、以下の5つの視点で整理した。

- ・国連の権利条約に基づく八王子市としての条例であること。
- ・いわゆる理念条例と政策条例の性格を併せ持つ「総合条例」であること。
- ・子どもの権利擁護、相談、救済、検証等に関する機関・組織の設置を念頭に置いた条例であること。
- ・八王子市の子ども政策との整合性と連動性に配慮した条例であること。
- ・子どもをはじめとして保護者や関連機関・団体など広範な市民意見の集約と反映に努めた条例であること。

#### (イ) 条例案要綱について

上記「(ア)条例案骨子」を基に、条例案要綱に盛り込む内容について、委員間協議を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・本市独自の条例の内容として、「独自性」を示す条項は、「実際に現場で子どもの相談や救済を担っていく権利擁護機関・組織」と、「発達障害に関する調査研究を踏まえた子どもを守る権利機関」であること。
- ・条例の制定過程と制定後の検証を記載し、「進化する条例」という考えを盛り込むこと。
- ・親の責任や子どもの責任、義務についても示すことが重要である。
- ・本市では、平易簡明な文章で「ですます調」の表現を採用した条例の事例はないが、「だれにでも分かりやすい表現」で整理すること。
- ・「子どもの権利の日の制定」という表現は、市の施策との関係性も含めて、「権利の日の設定」自体を検討するべきであり、子どもの権利に関する意識高揚のための取組である場合は、「意識高揚のための取組」とするべき。
- ・すこやか宣言の「我慢することの大切さ」の部分について、このような規定は国連の権利条約に見当たらないので、違和感がある。そのため、すこやか宣言を全面に押し出した内容は

ふさわしくない。

- ・具体的な条文案については、今後の市民意見集約を基に見直していくこと。
- ・「大人に課せられた義務」と「子どもの権利」は明確に分けて表現する必要がある。
- ・自分の権利を守るということは、他者の権利も尊重しなければいけないという視点が必要である。

以上の委員間協議を踏まえて、本委員会では、「子どもの権利」に盛り込む内容として、以下の内容とすることで了承、決定し、委員会として条例案要綱を策定した。なお、条例案要綱の詳細は「参考資料1」を参照。

- ・子どもの権利は「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を基軸とすること。
- ・「子どもの権利擁護機関」について、子どもの権利の保障に必要な子どもを守るための具体的な施策の章（条項）として、権利条約（第43条）に基づく権利擁護機関を念頭に置き、子どもの相談と救済システムを出発点とした、幅広く子どもたちの権利、学び、生活を守るような機関として検討すること。また、本委員会の所管事務調査のもう一つのテーマである幼少期における発達障害の現状及びその相談支援体制についての調査研究を加味した機関の在り方についても、あわせて検討すること。

なお、本委員会で策定した条例案要綱に基づき、市と課題等について意見交換等を求める発言があったため、その機会を設けることとした。

#### (ウ) 条例案要綱に関する市からの説明とそれに対する委員間協議について

市から、条例案要綱7「子どもを守るための具体的な施策」に関する取組として、子どもの相談と救済システムである、子ども電話相談や子どものいじめ相談等様々な相談窓口を設置し対応している旨の説明を受けた。

それを受けて、委員間協議を実施し、本委員会で、こども基本条例を策定するためには、条例案要綱に記載されている「相談窓口」が関係法令等に抵触しないかの事前確認と調整が必要であること、政策条例の政策部分は、財政面や事業執行体制について、市との連携調整が重要であるとともに、条例内容の周知期間が必要であることが明らかとなった。

市からの説明後、委員間協議にて、限られた時間の中で、本委員会で検討している政策部分について、関係法令との事前確認・調整を行うことや、財政面や事業執行体制について、市と事前調整を行うことが現実的ではないとの指摘があった。

さらに、市からの説明の中で、子ども・子育てに関する相談窓口が多く、どこに相談したらよいか分かりづらいことから「ワンストップ窓口」の整備が必要であること、「すこやか宣言」の認知度が低く、学校教育など様々なところでの周知、啓発が重要であるとの意見があった。

#### イ. 市民意見集約に向けた協議について

調査研究を深めるためには、子ども、保護者、支援者の声を聞くことが必要であるとして、子

どもや支援者へ直接話を伺う対面部門、市内小・中・高の児童・生徒を対象としたアンケート部門、広く市民の声を聞くとともに、こども基本条例等に関する周知啓発を行う街頭アンケート部門の3部門に分かれて調査を行った。市民意見集約の実施に向けて、「準備内容」を7回、「実施及び準備内容」を4回、結果のとりまとめ報告を1回、合計12回実施した。

3部門間の主な意見としては、調査数の規模の考え方や、調査内容を部門間で調整し実施すること及び共通認識として整理することを確認した。

なお、市民意見集約の調査内容及び結果の詳細については、「参考資料2」を参照。

## (7) 対面部門について

本部門では、市内10館の児童館、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、保育協会・幼稚園協会を対象とした聞き取り調査を実施した。

なお、「児童館」は、高校生も含めた全市的な子どもの居場所という位置づけであるため、聞き取り対象に選択した。さらに、子育て支援者として、現場に詳しい保育園・幼稚園の園長等から話を伺うことに決定した。また、学校現場の声として、不登校の子ども等への支援を行っているSSWとの懇談も実施することを決定した。

### a. 市内10館の児童館での聞き取り調査

令和4年5月16日から28日までの期間で、児童館に来館する子どもたち、合計130名（小学生82名、中学生41名、高校生7名）に直接対面による聞き取り調査を行った。

調査の結果、課題として、子どもが悩みを相談する際には、相談相手との「信頼関係」の構築が必要であること、「すこやか宣言」を知っている子どもがほとんどおらず、広く子どもの権利や、子どもに関する施策や取組に関する周知啓発の仕組みが必要であるとの意見があった。

### b. SSWに対する聞き取り調査

7月14日に本市SSW1名から、子どもを取り巻く社会・家庭の変化や現場からの体験等について、直接聞き取り調査を行った。その結果として、子どもの社会が複雑化し、また社会情勢の影響等により教育力が不足している家庭の増加や、学校の教員が非常に多忙で余裕がない現状が明らかとなった。本市は、困っている子どもたちや家庭をサポートするSSWの増員と質の確保に向けて取り組んでいるが、SSWの採用が困難であること、専門的な対応スキルを身につける人材育成が重要であること等の課題が浮き彫りとなった。

### c. 保育協会・幼稚園協会に対する聞き取り調査

7月15日に一般社団法人八王子市私立保育協会及び八王子市私立幼稚園協会の会長、副会長等へ、子育てをめぐる現状や課題等について、直接聞き取り調査を行った。その結果、コロナ禍で大きく変化した、家庭や子どもを取り巻く状況の変化が明らかとなり、子どもや保護者への支援をより充実させるためには、保育士や幼稚園教諭等、支援者の人材育成や処遇改善が課題であるとの意見があった。

## (1) アンケート部門について

6月1日から30日までの1ヵ月間で、市内小・中・高の児童・生徒1,214名（対象学年：小

学校5年生及び中学校2年生、高校2年生、対象校は市内6圏域から小・中各1校ずつ、市内の高校1校)を対象に、アンケート調査を実施した。なお、回収結果は、1,108人、回収率は91.57%であった。

アンケート調査の結果として、権利条約の認知度は、児童・生徒全体で2割に満たない状況であった。

また、「八王子独自の子どもの権利条例を策定した場合に期待すること」として、「子ども意見や考えを大切にしてほしい」が最も多く、「八王子独自の子どもの権利条例にあると思うもの」として、「子どもの権利の日をつくる」、「子どもを守られるような場所をつくる」があがった。さらに、「日頃の生活でより良くなってほしいもの」として「平和な環境で安心して暮らせる」、「自分らしく自信を持って生きる」、「家族と安心して楽しい時間を過ごす」の順に多い結果となった。

その結果を踏まえて、少人数ではあるが、年齢を経るごとに「相談できる人がいない」との回答が見受けられることから、年代に応じた多様な相談機関の在り方や守秘義務が担保され、信愛できる専門的な相談窓口の必要性、さらに子どもの権利自体の理解・周知が不足しているため、その周知啓発が重要であることが明らかとなった。

#### (ウ) 街頭アンケート部門について

当初は、SNSを部門として、不特定多数の市民に対して、SNSを活用した市民への「周知・啓発、情報発信」の役割と、対面部門及びアンケート部門の調査の土壌づくりを行う「機運醸成」の役割として、調査内容を検討してきた。

しかし、他部門と調査対象者が重なるため、すみ分けや調査数の考え方、さらにSNSを活用するに当たって、アカウント管理・導入等の運用指針の整理が課題となった。

そこで、多くの市民への「周知・啓発、情報発信」という役割を重視して、直接街頭に立ち、主に子ども連れの市民等を対象とした聞き取りアンケート調査へ手法を変更した。街頭アンケートの目標調査人数は400名とし、JR八王子駅と南大沢駅で実施することを決定した。

聞き取りアンケート調査は、5月22日午前中にJR八王子駅前（北口、南口）、7月17日午前中に南大沢駅前で、子ども連れの市民を中心に、高齢者や市外の方、子ども自身も対象に含め実施した。

大人への調査結果として、「権利条約」「すこやか宣言」「いえいく」等の認識が低かったこと、子どもの発達について不安を感じた方の人数と、その際に「気軽に相談できる窓口がない」を選択している保護者が半数であったこと、さらに、本市で子どもの権利条例が制定されるなら、どのような視点が必要かという問いに対し、「子育てが安心してできるようにしてほしい」、「いじめ・暴力・暴言から守られるようにしてほしい」、「子どもの意見や考えを大切にしてほしい」の順で多かった。

また、子どもへの調査の結果として、子どもの権利自体への理解が不足していることから、周知が必要なこと、さらに、八王子独自の子どもの権利条例を策定した場合に期待することは、「子ども意見や考えを大切にほしい」が最も多く、次いで「いじめ・暴力・言葉や態度で傷つけられないようにしてほしい」、「子どもが守られるような場所をつくる」、「子どもの権利の日をつくる」、「子どもの意見を発表する場をつくる」の順で多かった。

この結果を踏まえて、本市の施策や取組に関する周知や理解が不足していること、相談窓口の在り方について課題があることを把握するとともに、条例を策定した場合に期待する内容を条例や施策等に反映することが重要であると整理できた。

#### ウ. 今後のとりまとめの方向性について

これまでの委員間協議及び市民意見集約を経て、本委員会の調査研究に関するとりまとめの方向性を協議したところ、本委員会ではこれまでこども基本条例の制定に向けて調査研究を進めてきたが、調査研究内容を「委員会提言」としてとりまとめ、こども基本条例の制定を目指して検討してきた条例原案は、今後市が子どもの権利を守る条例の在り方や、取組を検討する際に参考材料となる「条例試案」として整理することに決定した。

そのため、委員会提言に向けて再度スケジュールを見直し、これまでの委員会で調査した内容を整理した。

#### (4) 提言に向けた協議

以上の活動を経て、委員会提言内容を検討していくにあたり、まず以下の考えを確認した。

これまでの調査研究の結果を基に、現状を改めて把握して、課題を抽出し、現状の対応を踏まえて課題解決に向けた目標を整理し、提言（案）の内容とすることとした。

委員間協議を行ったところ、「行政に関する課題」、「保護者・子育て支援等に関する課題」、「子どもに関する課題」の3つの柱で整理し、提言の具体的内容について協議を行った。

なお、委員間協議における意見は、以下のとおりである。

#### ア. 行政に関する課題

これまでの調査を踏まえて、「行政に関する課題」に対する提言内容を、以下のとおり整理した。

まず、市民意見集約の調査結果を踏まえて、保護者、子ども、支援者等に対して、市の取組や施策、すこやか宣言についての認知度が低い状況であることから、それぞれの視点に合わせた方法や、身近な場所で情報を得られる環境づくりが重要であると確認した。

あわせて、すこやか宣言自体も宣言から20年程度経過していることから、本市の状況とともに、国際的な視点・知見や、権利条約の内容をさらに深めた内容の見直しを行うことが重要であることを確認した。

また、市民意見集約の調査結果から「子どもの意見や考えを大切にしてほしい」という回答が最も多いことを踏まえ、これまで以上に、子どもがまちづくりや市の計画などに対して意見を表明できる機会や、子どもの意見を反映する仕組みづくりが重要であることを確認した。

さらに、様々な課題を抱える子どもたちを迅速かつ的確に把握するためには、福祉、教育、医療等、子どもに関わる部署間の横の連携を強化した体制の構築が必要であることを確認した。

他に、条例に基づく施策の進捗状況について、子ども自身が参画し、検証できる体制を盛り込むべきであるとの意見、すこやか宣言の内容自体が権利条約の考え方に反していると考えられるとともに、「宣言」という表現自体を見直すべきであるとの意見があった。

## イ. 保護者・子育て支援等に関する課題

これまでの調査を踏まえて、「保護者・子育て支援等に関する課題」に対する提言内容を、以下のとおり整理した。

まず、市民意見集約の調査結果を踏まえて、保護者や子育ての支援団体へ向けた、本市の子どもに関する施策や取組、さらには権利条約や権利に関する認知度が低い状況であることから、保護者等の視点に合わせた方法による効果的な周知・啓発を行うことが重要であると確認した。

また、子育て支援の現場における聞き取り調査などを踏まえて、人材確保と専門知識等を学ぶ人材育成、さらに支援者同士の情報共有や関係機関とのネットワーク構築が必要であることを確認した。

他に、「子どもに関する窓口」は、相談先が分かれていることもよい点であるため、すべてを一本化する必要はないとの意見があった。

## ウ. 子どもに関する課題

これまでの調査を踏まえて、「子どもに関する課題」に対する提言内容を、以下のとおり整理した。

まず、市民意見集約の調査結果を踏まえて、子ども自身が、子どもの権利や権利条約に関する認知度が低い状況であることから、権利について理解を深められるよう、身近な場所である学校や保育現場等で学び、日頃から触れ合えることが重要であると確認した。

また、子どもが権利侵害を受けた際に相談できる、信頼のおける専門的な相談窓口の体制や、子どもが守られるような場所等の環境整備が必要であることを踏まえて、子どもの権利侵害に速やかに救済することを目的とした救済機関の設置が必要であることを確認した。

さらに、子どもの権利を守る仕組みのひとつとして、本市独自の「こども基本条例」を策定することが必要であると考え、今後、本市において引き続きこども基本条例を検討する際の参考として、本委員会が理想とする条例試案を整理することとし、以下「(5) 条例試案に向けた協議」のとおりに取りまとめることを確認した。

以上のような協議を踏まえ、提言内容を以下「4. 提言」のとおりに取りまとめた。

### (5) 条例試案に向けた協議

今後本市において引き続き本市独自のこども基本条例を検討する際の参考とするため、本委員会が理想とする条例試案を整理することとした。

なお、条例試案を検討するにあたり、まず先進自治体の条例を参考に、条例試案原案（以下、「原案」という。）を示し、検討を行ったが、原案に対し様々な考え方や意見が出されたため、全員が同一の考え方である場合は原案を修正すること、委員の意見が分かれる場合は、その意見を条例試案の付帯意見として申し添える、または本報告書に書き留めることで整理することを確認した。

以上の協議を踏まえ、条例試案の内容は「4. 提言」の参考資料のとおりに取りまとめた。

また、条例試案に関する委員間協議における、委員の意見を以下のとおり書き留める。

- ・条例試案の第7章「子どもを守るための具体的な施策」に盛り込まれている「擁護委員の定数」と、「擁護委員の任期」について、おおむね擁護委員の定数は5～7人程度が妥当、任期については一案として2年。



#### 4. 提言

別紙「「子ども基本条例に関する調査・研究について」に関する提言」のとおり

本提言は本委員会の総意として議長へ提出する。

#### 5. 調査日・案件等

令和3年度			
6月16日（水）	委員会	委員間協議	・所管事務調査事項（テーマ）について協議・決定
6月24日（木）	本会議	—	・所管事務調査事項（テーマ）を報告
8月23日（月）	委員会	委員間協議	・市からの報告（子ども施策の現状） ・今後の進め方について協議
9月10日（金）	委員会	委員間協議	・今後の調査・研究の進め方の決定
10月21日（木）	研修会	オンライン	講師：山梨学院大学法学部法学科 教授 荒牧 重人 氏
11月10日（水）	行政視察	オンライン	視察先：岩手県奥州市議会 内 容：「議員立法」による「理念条例」として の「子ども基本条例」を策定した先進自 治体の視察
12月22日（水）	行政視察	訪問	視察先：西東京市 内 容：「政策条例」による「子ども基本条例」 を策定した先進自治体の視察
1月25日（火）	委員会	委員間協議	・条例案骨子案 ・今後の執行部との調整について
2月14日（月）	委員会	委員間協議	・条例案要綱の策定協議① ・市民意見の集約に向けた協議①
2月25日（金）	委員会	委員間協議	・条例案要綱の策定協議② ・市民意見の集約に向けた協議②
3月15日（火）	委員会	委員間協議	・条例案要綱の策定協議③ ・市民意見の集約に向けた協議③
3月16日（水）	委員会	委員間協議	・市民意見の集約に向けた協議④
3月28日（月）	委員会	委員間協議	・条例案要綱の策定協議④ ・市民意見の集約に向けた協議⑤

令和4年度			
4月15日（金）	委員会	委員間協議	・条例案要綱について ・市民意見の集約に向けた協議⑥
5月12日（木）	行政視察	訪問	視察先：札幌市議会 内 容：「政策条例」による「子ども基本条例」の先進自治体の視察
5月16日（月） ～28日（土）	市民意見 集約	児童館 ワークショップ	場 所：市内10館 対象者：小学生、中学生、高校生 手 法：聞き取り調査 集計数：130名（小82名、中41名、高7名）
5月17日（火）	委員会	委員間協議	・市民意見の集約に向けた協議⑦
5月22日（日）	市民意見 集約	街頭 アンケート 調査	場 所：JR八王子駅南北ペDESTリアンデッキ上下 対象者：親子連れ（高齢者、大人、子ども含む） 手 法：ヒアリングシートによる聞き取り調査 集計数：84件（大人61件、子ども23件）
5月27日（金）	委員会	委員間協議	・市からの報告 ・条例案要綱に関連する市の取組状況等について ・市民意見の集約に向けた協議⑧
6月1日（水） ～30日（木）	市民意見 集約	アンケート 調査	対象者：小学校2年生（市内6圏域から各1校） 中学校2年生（市内6圏域から各1校） 高校 2年生（市内1校） 手 法：調査票による調査 結 果：1,108件回収（対象者1,214人）
6月16日（木）	委員会	委員間協議	・今後の調査研究について ・市民意見の集約に向けた協議⑨
7月1日（金）	委員会	委員間協議	・今後の調査研究について ・市民意見の集約に向けた協議⑩
7月17日（日）	市民意見 集約	街頭 アンケート 調査	場 所：南大沢駅前 対象者：親子連れ（高齢者、大人、子ども含む） 手 法：ヒアリングシートによる聞き取り調査 集計数：51件（大人45件、子ども6件）
7月21日（木）	委員会	委員間協議	・市民意見の集約に向けた協議⑪
7月29日（金）	委員会	委員間協議	・市民意見の集約に向けた協議⑫ ・今後の調査研究について
8月4日（木）	委員会	委員間協議	・今後の調査研究について

9月12日（月）	委員会	委員間協議	・これまでの調査研究について ・条例試案について
11月4日（金）	委員会	委員間協議	・とりまとめに向けた方向性について ・条例試案について
11月17日（木）	委員会	委員間協議	・提言（案）について ・条例試案について
12月8日（木）	委員会	委員間協議	・提言（案）について ・条例試案について
12月22日（木）	委員会	委員間協議	・提言（案）について ・条例試案について
2月10日（金）	委員会	委員間協議	・所管事務調査報告書及び提言について決定

## 6. 委員名簿

委員長	五間 浩	八王子市議会公明党
副委員長	若林 修	市民クラブ
委員	岸田 功典	自民党新政会
委員	木田 彩	諸派
委員	望月 翔平	日本共産党八王子市議会議員団
委員	中島 正寿	八王子市議会公明党
委員	鈴木 玲央	自民党新政会
委員	八木下輝一	自民党新政会
委員	村松 徹	八王子市議会公明党
委員	小林 裕恵	立憲民主・市民の会

## 7. 参考資料

- ・参考資料1 （仮称）「八王子市子ども基本条例」の制定に向けた条例案要綱
- ・参考資料2 市民意見集約の調査内容及び結果